

## 大牟田市地域包括支援センター設置運營業務

### 1. 業務名

大牟田市地域包括支援センター設置運營業務

### 2. 目的

介護保険法、社会福祉法その他関連法令等に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、地域包括支援センター（介護保険法第（平成9年法律第123号。以下「法」という。）115条の46に規定する地域包括支援センター。以下「包括センター」という。）を設置し、管理運營業務を実施するもの。

なお、地域包括支援センターの運営は、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業として位置づけられていることを踏まえ、実施するものとする。

### 3 包括センターの運営方針

#### (1) 地域共生社会の構築

「誰もが安心して健やかに暮らしながら、持てる力を生かし、社会的に孤立することなく参加できる社会を実現する」を基本理念に、大牟田市健康福祉総合計画の推進に取り組むこと。

#### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、充実に向けて取り組むこと。

#### (3) 重点的に行うべき業務

毎年度市の定める重点目標に基づき、各包括センターで事業計画を策定し、その達成に向けて業務を実施すること。

#### (4) 担当地区における地域とのネットワーク

担当地区における民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、校区まちづくり協議会等との信頼関係を構築し、連携を図ること。また、地域の社会資源を有機的に結びつけ、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できる環境を整備すること。

#### (5) 担当地区における事業者とのネットワーク

担当地区における保健、福祉及び医療関連事業者等と信頼関係を構築し、連携を図ること。また、事業者の円滑な連携及び緊急時にも機能するよう働きかけ、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう生活環境を整備すること。

#### (6) 介護予防に係るケアマネジメントについて

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく自立した生活が継続できるよう、自立支援を重視した介護予防を推進すること。推進にあたっては、地域の社会資源が積極的に活用されるよう、関係機関と連携を図ること。

(7) 地域ケア会議の実施について

定期的に（概ね2か月に1回以上）地域ケア会議を開催し、支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、支援ネットワークの構築や、地域課題の把握と解決、地域の社会資源の把握・整理等に努めること。

(8) 市との連携について

日常業務や地域ケア会議等で明らかになった地域課題や、包括センターの運営上の課題について、適宜市に報告し、共有すること。特に、包括センターの運営上の課題については、事業主体（保険者）である市と随時検討し、解決を図るよう努めること。

(9) 公正・中立な運営の確保について

事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施すること。なお、包括センターの運営状況等については、定期的に地域包括支援センター運営協議会に提出すること。また、市が監査等を実施する場合は、協力すること。

(10) 事務室の環境整備等

包括センターの機能と特性及び目的を十分に把握したうえで、包括センターを常に清潔に保つとともに、相談者のプライバシーが確保されるよう環境整備に努めること。

#### 4 業務内容

包括的支援事業等を実施すること。事業実施にあたっては、この本書記載事項のほか、関係法令及び地域支援事業実施要綱並びに重層的支援体制整備事業実施要綱、大牟田市地域包括支援センターの実施する包括的支援事業実施要綱、大牟田市介護予防ケアマネジメント実施要綱、その他大牟田市が定める関係要綱等を遵守すること。

(1) 包括的支援事業（包括センターの運営）

ア 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二）

- ① 居宅要支援被保険者に対して、その介護予防や社会参加の推進を目的として、心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、適切な総合事業等（予防給付を除く）及び民間企業等の多様な主体により提供される総合事業に該当しない生活支援サービス等の事業が、包括的かつ効率的・効果的に提供できるよう必要な援助を行うこと。
- ② 居宅要支援被保険者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施及び評価できるよう、また、高齢者自身が、地域で自立した生活を送るための活動を継続することにより、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、心身機能・活動・参加の視点を踏まえて居宅要支援被保険者等の多様な選択を支援していくこと。

イ 総合相談支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

- ① 電話、面接等により相談を受け、的確な状況の把握を行い、必要かつ適切な助言、及び指導を行うこと。この場合において、必要に応じ、基本チェックリストを実施するとともに、要援護高齢者（介護認定により要支援 1・2 に認定された人、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の対象者、その他援護が必要な高齢者）等又は家族等の自宅等において相談を受けること。
- ② 要援護高齢者等又は家族等の保健福祉サービスの利用申請受付の受付、代行等の便宜を図る等、利用者の立場に立って保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。
- ③ 要援護高齢者等の家族等からの相談や民生委員等からの連絡を受けた場合に、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての助言及び指導を行うこと。
- ④ 要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに介護ニーズ等に対する評価を行うこと。
- ⑤ 保健福祉サービス等に関する情報の収集及び提供ならびにその利用についての啓発を行うこと。
- ⑥ 要援護高齢者等及び家族等に関する基礎的事項、支援及びサービス計画の内容及び実施状況、サービス利用意向、今後の課題等の高齢者情報の整備を行うこと。
- ⑦ 大牟田地区高齢者等 SOS ネットワークにおける認知症の人等の行方不明捜索に協力すること。
- ⑧ 高齢者ができる限り要介護状態にならずに健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室、出前講座等を開催し、要援護高齢者等の把握に努めること。
- ⑨ 担当地区以外の住民に関する相談については、受け付けた後、引き続き支援が必要な場合は、担当地区の包括センターに引き継ぐこと。
- ⑩ 駿馬・勝立地区包括センターについては、勝立地区公民館において、定期的な相談窓口を開設すること。
- ⑪ 重層的支援体制整備事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 条）第 106 条の 4 第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や年齢に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うこと。
- ⑫ その他、総合相談支援に資すること。

ウ 権利擁護事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

- ① 高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うこと。

- ② 成年後見制度の活用促進を図ること。また、必要に応じて、大牟田市成年後見センターと積極的に連携を図ること。
- ③ 老人福祉施設等への措置の支援を行うこと。
- ④ 高齢者虐待への対応や困難事例への対応、消費者被害の防止に関する取り組みを行うこと。
- ⑤ 大牟田市権利擁護連絡会等、関係会議に参加すること。
- ⑥ 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や年齢に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援へのつなぎを行うこと。
- ⑦ その他、権利擁護事業に資すること。

#### エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

- ① 支援困難ケースへの指導助言など、介護支援専門員へのサポートの支援を行うこと。
- ② 医療や介護等の関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援すること。
- ③ 地域における介護支援専門員、及び主任介護支援専門員相互のネットワークの構築及び活用を図ること。
- ④ 市内の主任介護支援専門員と連携し、ケアマネジメントの質の向上を図ること。
- ⑤ 民生委員・児童委員、サービス事業者、一般住民等との日常的な連絡調整（地域の組織・団体等の会議への出席など）を通じて、地域の連携・協力体制を整備すること。
- ⑥ 地域において保健・福祉・医療機関を含めた関係機関や住民との連携を促進するため、地域ケア会議などを通じて、包括的・継続的なケア体制の構築に資すること。
- ⑦ 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、支援会議を活用して地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例を共有し、必要な支援体制を検討すること。また、重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関の役割分担を整理した上で対応するなど、各支援機関等との連携や協働の推進を図ること。
- ⑧ その他、包括的・継続的ケアマネジメント支援に資すること。

#### (2) 包括的支援事業（社会保障充実分）

##### ア 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

高齢者をはじめとする地域住民が、人生の最後まで住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携等に取り組み、大牟田市在宅医療・介護連携ビジョンの推進を図ること。

##### イ 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

「生活支援コーディネーター設置業務」において包括センターに配置する生活支援コーディネーターを中心に、包括センターの業務として、生活支援体制整備事業を推進していくこと。

ウ 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

地域全体で認知症の知識の普及、理解の促進を図り、認知症本人や家族を含む地域住民が暮らしやすいまちづくりを進めるための取組を行うこと。また、認知症高齢者の介護を行う家族等からの相談を受け、これらの者に対し、在宅介護の方法や介護サービスに関する情報の提供、必要なサービスの利用に関する助言等を行うこと。内容が複雑な事例、専門的な判断が必要と思われる事例等については、地域ケア会議や認知症初期集中支援チームの活用、もの忘れ相談医への相談等により、必要なサービスの調整等を行うこと。

エ 地域ケア会議推進事業（法第 115 条の 48 第 1 項）

包括センター主催の地域ケア個別会議を定期的に行うこと。また、会議で検討した事例等から、地域課題を明らかにし、必要に応じて解決策について検討し、地域ケア推進会議に参画すること。

(3) その他

ア. 多機関協働事業者等との連携

多機関協働事業者及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者並びに参加支援事業者と密接な連携を図ること。

イ. 指定介護予防支援事業

包括センターに併設された、指定介護予防支援事業者（介護保険法第 115 条の 22）として、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施すること。

ウ. その他、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進及び地域包括ケアシステムの深化・推進に資すること。

5 職員の配置に関すること

(1) 包括センターの運営のために必要な職員を配置すること。

ア 大牟田市介護保険条例第 8 条の 2 第 1 項第 3 号及び大牟田市介護保険の実施に関する規則第 7 条に基づく職員を配置すること。配置人員について、令和 7 年 10 月 1 日現在の市内の高齢者人口を基に算出した配置人員を下表に示す。

包括センター	担当小学校区	配置人員
中央地区包括センター	大牟田中央、大正、中友、白川、平原	5 人
手鎌地区包括センター	明治、手鎌	3 人
吉野地区包括センター	上内、吉野、倉永	3 人
三池地区包括センター	高取、三池、羽山台、銀水	6 人
三川地区包括センター	みなと、天領	3 人
駛馬・勝立地区包括センター	駛馬、天の原、玉川	4 人

イ アに掲げる配置人員は、専任の常勤職員とする。なお、必要に応じて、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援セ

ンターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)により、常勤職員1名とすることができる。

また、アに掲げる人員を超える数の職員を配置する場合には、原則として専任の常勤職員とするが、当該包括センターの状況を勘案したうえで、やむを得ないときは、当該職員の配置は兼任あるいは非常勤とすることも差し支えない。

ウ 配置する職員の職種は、次のとおりとする。

- ①保健師その他これに準ずる者
- ②社会福祉士その他これに準ずる者
- ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者

※①～③に準ずる者については、次のとおり。

- ①保健師に準ずる者について

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

- ②社会福祉士に準ずる者について

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

- ③主任介護支援専門員に準ずる者について

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

- (2) 包括センターが育成計画を策定しており、包括センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市に報告すること。

(ア) 主任介護支援専門員研修の受講予定日

(イ) 助言を行う主任介護支援専門員(以下「助言担当者」という。)の氏名

(ウ) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容(定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等)

(I) その他包括センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

エ アに掲げる配置人員は、ウ①～③に掲げる職種それぞれ1名以上とする。

オ 包括センターの管理者1名を配置すること。なお、管理者は、アに掲げる配置人員の内1名を充てることができる。

(2) 「生活支援コーディネーター設置業務」において、生活支援コーディネーターを配置すること。配置する生活支援コーディネーターは、常勤職員1名以上とする。なお、必要に応じて、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの生活支援コーディネーターの勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の生活支援コーディネーターが勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの生活支援コーディネーターの員数を常勤の生活支援コーディネーターの員数に換算する方法をいう。）によることができる。

(3) 指定介護予防支援事業の実施に必要となる介護予防支援に関する知識を有する職員を1名以上配置すること。当該職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てること。

- ① 保健師
- ② 介護支援専門員
- ③ 社会福祉士
- ④ 経験ある看護師
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

(4) (1) に掲げる常勤の3職種の職員のうち、いずれかの者については、市が実施する認知症コーディネーター養成研修を修了した者を配置すること。常勤の3職種の職員のいずれにも、認知症コーディネーター養成研修を修了した者がいない場合、令和8年度からの認知症コーディネーター養成研修を受講し、修了した者を配置すること。（令和9年度においては、令和9年度における修了見込みの者の配置も可とする。）

(5) (1) に掲げる常勤の3職種の職員のうち、いずれかの者については、市長から排せつケア相談員の認定を受けた者を配置すること。常勤の3職種の職員のいずれにも、排せつケア相談員の認定を受けた者がいない場合、令和8年度において排せつケア相談員の認定を受けた者を配置すること。

(6) 職員に対して、包括センターの管理運営に必要な研修を実施すること。

(7) 上記(1)の専任の常勤職員（常勤換算方法による配置を含む）については、他の業務との兼務は認められない。ただし、次に掲げる場合は、他の業務と兼務することとして差し支えない。

- ① (1)の包括センターにおける人員配置と(3)の指定介護予防支援事業の実施に必要な人員配置の双方を満たす場合において、包括センターと指定介護予防

支援事業所の職員を兼務することができる。この場合、常勤換算方法における勤務延時間数に、指定介護予防支援に従事する時間を含めることができる。

②利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員配置基準の対象外であるため、兼務して差し支えない。

③指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えない。

(8) 職員の勤務形態は、包括センターの運営に支障が無いように定めること。

(9) 市が特別に認める場合を除き、原則として職員の交代をしないこと。